

使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業実施要綱

(制定) 令和5年3月29日付4環資計第748号

(改正) 令和6年2月28日付5環資計第685号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）の住宅から排出される使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルを促進するために行う「使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、都が指定する産業廃棄物中間処理業者に処理を委託して使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルを行う排出事業者に対し、当該太陽光パネルのリサイクルに要する費用の一部を補助する。

第3 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 住宅用太陽光パネル 発電出力50kW未満のものであり、人の居住の用に供する家屋、家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）又は家屋の敷地内に設置されている太陽光パネルをいう。
- 2 使用済住宅用太陽光パネル 住宅用太陽光パネルであって、その使用を終了し、廃棄物として処理する太陽光パネルをいう。
- 3 排出事業者 使用済住宅用太陽光パネルの取り外し及び廃棄を、住宅用太陽光パネルの所有者から請け負った事業者をいう。
- 4 リサイクル 使用済住宅用太陽光パネルについて、次のとおり処理を行うことをいう。
 - (1) アルミ及びガラスを分離し、アルミ及びガラスについて、それぞれ再生利用を行う。
 - (2) アルミ及びガラスを分離した後のセル、封止材及びバックシートについては、次のいずれかの手法により処理を行う。
 - ア 非鉄金属精錬業者に引き渡して、有用金属を再生利用する。
 - イ 熔融処理を行い、スラグを再生利用する。

- ウ 熱回収施設において熱回収する。
- (3) 前2号の処理における再生利用と熱回収の合計の重量が、使用済住宅用太陽光パネルの総重量の80%以上となるように処理を行う。ただし、(2)ウに算入できる重量は、使用済住宅用太陽光パネルの総重量の20%以下とする。
- (4) 前3号は、シリコン系の使用済住宅用太陽光パネルについて適用するものとし、シリコン系以外の使用済住宅用太陽光パネルについては、都が指定する産業廃棄物中間処理業者のうち、シリコン系以外の使用済住宅用太陽光パネルの受入れが可能な産業廃棄物中間処理業者において、シリコン系の使用済住宅用太陽光パネルに準じた処理を行う。

第4 本事業の内容

1 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う排出事業者であること。
- (2) 補助対象事業の実施に係る経費について、国、地方公共団体等から補助金等の交付を受けていない者であること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
 - エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
 - オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

2 補助対象事業

補助対象事業は、都内の住宅から排出される使用済住宅用太陽光パネルをリサイクルするため、令和5年4月1日以降に、都が指定する産業廃棄物中間処理業者に委託し、使用済住宅用太陽光パネルの処理を行う事業とする。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、使用済住宅用太陽光パネルを都の指定する産業廃棄物中間処理業者に運搬し、リサイクルするために要する費用とする。

4 補助金の交付額

補助金の交付額は、使用済住宅用太陽光パネルの発電出力 (kW) (小数点以下第 3 位を切り捨てた値) に 25,000 円を乗じて得た額とする (1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

第 5 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社 (以下「公社」という。) と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が補助対象事業者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項 (1) による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第 6 予算措置

都は、次の各項に掲げる事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等 (以下「規程等」という。) を制定すること。
- 2 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第 7 本事業の実施期間

- 1 補助金の交付申請の募集は、令和 5 年度から令和 9 年度まで行う。
- 2 補助金の交付は、令和 5 年度から令和 9 年度まで行う。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月29日付4環資計第748号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日付5環資計第685号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日までに交付申請のあったものに係る手続は、本要綱の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。